**定年後継続雇用者の基準に関する労使協定**

　　　　　　　　　　　　（以下「会社」という）と、従業員代表 　　　　　　　 は、高年齢者雇用安定法第９条２項により、定年後継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準について、次のとおり協定する。

第１条　就業規則第　　条（定年）により定年後継続雇用制度の対象となる者は、定年到達者が引続き勤務を希望し、且つ、次に掲げる基準または条件のいずれにも適合する者とする。

１　直近の健康診断の結果が良好で、心身ともに健康である者

２　過去５年間において、懲戒処分を受けたことの無い者

３　引き続き勤務する意欲があり、勤務態度が良好な者

４　勤務成績、業績考課が普通の水準以上である者

５　指導教育の技能を有する者

６　勤続10年以上の者

７　会社が職種転換、短時間勤務等を要求する場合に、それに応じられる者

第２条　契約の更新は、前条に定める基準を全て満たし、且つ本人が更新を希望した場合は、法で定める上限年齢まで契約を更新する。ただし、担当業務の消滅、会社の業務上の必要性がある場合には、更新しないことがある。

第３条　再雇用契約時、及び契約更新時の労働条件については、第１条の基準を満たした者の能力、健康状態、会社の経営環境及び職場の要員状況を総合的に判断して、個人ごとに会社が決定の上、別途労働契約書により定めるものとし、１年毎に見直すものとする。

第４条　第１条に定める基準は会社の業績、経営環境の変化により労使の合意の上、改定を行うことがある。

第５条　定年後継続雇用制度の対象となる者の基準に関して、本協定に定めのない事項が生じた場合は、会社、従業員代表が協議の上、円満に解決を図るものとする。なお、協議が調わない場合は、会社が決定するものとする。

第６条　本協定の有効期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出が無い場合には、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成　　年　　月　　日

会社名：

代表者名： 　　　　　　　　　　　　 印

従業員代表： 　　　　　　　　　　　　 印